

問い合わせ先

海上保安庁警備救難部刑事課

刑事企画指導官 渡邊

TEL 03 - 3591 - 6361(内線 5402)

03 - 3591 - 7946(夜間直通)

平成21年1月30日

海上保安庁

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第29条に基づく  
平成20年における傍受に関する国会報告について

平成20年中の通信傍受の実施状況等について、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）第29条の規定に基づき、本日、政府として国会報告をしたところです。

その内容は別表一及び別表二のとおりです。

なお、海上保安庁では、平成20年中に、傍受令状を請求し、傍受令状の発付を受け、又は傍受の実施をしたことはなく、傍受が行われた事件に関して逮捕した者はありません。

（注）政府は、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」第29条に基づき、毎年、次に掲げる事項を国会に報告するとともに、公表することとされています。

- ・ 傍受令状の請求及び発付の件数
- ・ その請求及び発付に係る罪名
- ・ 傍受の対象とした通信手段の種類
- ・ 傍受の実施をした期間
- ・ 傍受の実施をしている間における通話の回数
- ・ 令状記載通信等が行われたものの数
- ・ 傍受が行われた事件に関して逮捕した人員数

法務省、厚生労働省、警察庁にて同時発表

別表一

二		一			番号	
二件		三件			請求	
二件		三件			発付	
銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第三十一条の三第一項前段、第三条第一項、刑法第六十条） 【けん銃の所持】		銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第三十一条の三第二項、同第一項、第三条第一項、第三十一条の八、第三条の三第一項、刑法第六十条） 【けん銃の加重所持、けん銃実包の所持等】			罪名（罰条）	
携帯電話		携帯電話			通信手段の種類	
四日間	五日間	四日間	七日間	十一日間	実	
一回	三九回十	四十回	三五回十	百六十五回	施	
なし	八二回十	二回	四回	九回	回数	期間
なし	なし	なし	なし	なし	第二号 第三号	
なし		二人			逮捕人員数	



番号		傍		受		令		状	
八	七	六	請求	一件	一件	罪	名	(	罰
一件	二件	一件	発付	一件	一件	条	)		状
一件	二件	一件	麻薬特例法違反(同法第五条第四号、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条) 【業として行う覚せい剤等の譲渡】		麻薬特例法違反(同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条) 【業として行う覚せい剤等の譲渡】		麻薬特例法違反(同法第五条第四号、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条) 【業として行う覚せい剤等の譲渡】		
携帯電話	携帯電話	携帯電話	の		通信		手段		
間 十九日	間 十四日	間 三十日	実		施		期		
回 七四 十 百	回 十百 五 七	八 八九 回 十 百	回 通	話	数	話	期		
回 十百 八 五	回 七 十	八 七 回 十	第 一	号	第 二	号	間		
一 回	なし	なし	第 三	号	第 十	一	間		
七 人	五 人	なし	数	人	員	逮	捕		

九					番号	
五件					請求	
五件					発付	
<p>麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】</p>					受令状 罪名（罰条）	
携帯電話					通信手段 の種類	
七日間	間十二日	間十三日	一日間	間二十日	実 施 期 間	
回十百 四五	回五十	四六 回十	なし	七八五 回十百		通話 回数
二八 回十	回十六	九三 回十	なし	回十七		第二十 条第三 項
なし	なし	なし	なし	なし		第二 号
十三 人					逮捕 人員 数	

十一	十	番号		請求	傍	受	令	状	通信手段 の種類	実		回数	期	間	逮捕 人員 数	
		二件	二件							二件	二件					間
二件	二件	二件	二件	麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】	携帯電話	携帯電話	十日間	間 十六日	間 十一日	回 百三十五	回 二百一十	回 三十	回 九十	なし	なし	一人
二件	二件	二件	二件	麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】	携帯電話	携帯電話	十日間	間 十六日	間 十一日	回 百三十五	回 二百一十	回 三十	回 九十	なし	なし	一人

(注一) 「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいい、「組織的犯罪処罰法」とは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」をいう。

(注二) 番号一及び三の「銃砲刀剣類所持等取締法」については、平成十九年法律第二百十号による改正前のものである。

別表二

(平成十八年)

番号	受令状	
	請求	発付
三	一件 <small>(報告済み)</small>	一件 <small>(報告済み)</small>
麻薬特例法違反(同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十条の二第二項、同第一項、刑法第六十条) <b>【業として行う覚せい剤等の譲渡】</b>		
二人		新たに逮捕した人員数

(平成十九年)

番号	受令状	
	請求	発付
五	一件 <small>(報告済み)</small>	一件 <small>(報告済み)</small>
麻薬特例法違反(同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十条の二第二項、同第一項、刑法第六十条) <b>【業として行う覚せい剤等の譲渡】</b>		
六	二件 <small>(報告済み)</small>	二件 <small>(報告済み)</small>
麻薬特例法違反(同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十条の二第二項、同第一項、刑法第六十条) <b>【業として行う覚せい剤等の譲渡】</b>		
一人		新たに逮捕した人員数

(注一)

「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいう。

(注二) 「新たに逮捕した人員数」とは、平成十八年中及び平成十九年中に傍受を実施した事件に関連して、平成二十年中に新たに逮捕した人員数をいう。

(注三) 平成十四年から平成十七年までに傍受を実施した事件に関連した平成二十年中の新たな逮捕者はなかった。